

永平寺町チャレンジ企業支援事業審査委員会運営規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第45号

永平寺町チャレンジ企業支援事業審査委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱(平成22年永平寺町告示第44号。以下「要綱」という。)第7条に基づく補助金の適正で公正な執行を確保するため、附属機関設置条例(令和元年条例第13号)第2条に規定する永平寺町チャレンジ企業支援事業審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第8条に規定する基準に基づき、事業の認定の適否に関すること。
- (2) 要綱第10条に規定する変更申請の承認について、意見を求められた場合における承認の適否に関すること。
- (3) 要綱第11条に規定する認定の取消しについて、町長に対する意見具申に関すること。
- (4) 審査結果の報告に関すること。
- (5) 審査に関する調査・研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会において必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は9名以内とし、次に掲げる者に町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国立大学法人福井大学 国際地域学部 教授
- (2) 福井県福井農林総合事務所 農業経営支援部技術経営支援課 課長
- (3) 公益財団法人ふくい産業支援センター 経営支援部 部長
- (4) 福井県農業協同組合 理事
- (5) 永平寺町議会 総務産業建設常任委員会
- (6) 永平寺町商工会 事務局長
- (7) 永平寺町 副町長
- (8) 永平寺町農林課 課長
- (9) 永平寺町商工観光課 課長

2 委員の任期は、委嘱の日から事業認定申請審査終了までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は審査会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

- 2 委員長は、町長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、議長となる。
- 4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員が出席できない場合、委員長は本人と協議の上、代理人の出席を求めることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 第1項及び第4項の規定にかかわらず、委員長は要綱第10条に規定する変更承認の事案に関する会議の開催については、委員の文書決裁をもって前項の会議の議決に代えることができる。
- 8 会議は、原則非公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(委員の除斥)

第6条 委員長、副委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(意見書等の提出)

第9条 委員会は、審議した結果、必要があると認めるときは、第2条に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、永平寺町役場商工観光課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。